

2016年12月12日

ところざわ倶楽部サークル一般会員の皆様へ

第10期ところざわ倶楽部会長 稲村洋二

皆様にはますますご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、11月22日所沢文化センターミュージアムにてところざわ倶楽部第10期総会が開催されました。今回の総会で会則の改定を提議し承認されました。承認された改定箇所はところざわ倶楽部の会員資格に関する項目です。今回の改定で次のようになります。

ところざわ倶楽部会則

第2条（目的）

現行：「本会は、市民大学を修了した者がところざわ倶楽部を構成し-----」

改定後：「本会は、原則として市民大学を修了した者がところざわ倶楽部を構成し-----」

第5条（会員資格）

現行：「本会の会員は、所沢市民大学を修了した者とする」

改定後：「本会の会員は、原則として所沢市民大学を修了した者とする」

また会則の改定に関連し細則を下記の様に改定する件、12月の理事会で承認されました。

会則第20条による細則

第4条 第4項

現行：「サークルは原則として会員で構成する」

改定後：「サークルは会員で構成する

これまでは会則に会員資格を所沢市民大学の修了生に限定していましたが、この会則改定により現在サークルで活動中の一般会員の皆様も、ところざわ倶楽部へ新たに入会できるようになりました。このことによりところざわ倶楽部の幅広い事業に参加できるようになります。例えば他のサークル活動への参加、ところざわ倶楽部会員限定の催しへの参加、広報紙「広場」、ホームページへの投稿、文化祭への参加などです。

今回の改定で会員資格とサークル会員資格との矛盾を解決することになり、ところざわ倶楽部の円滑な運営に寄与することになります。

以上の主旨をご理解の上、ところざわ倶楽部へご入会いただきますようお願い申し上げます。

なお、入会手続きにつきましてはサークルの代表理事から申込み用紙を受け取っていただき、それに必要事項を記入し代表理事にお渡し下さい。

以上